

[委員会からのお知らせ](#)

[第232回 食品安全委員会議事概要](#)

■第232回食品安全委員会■【農業】【新開発】

日時:平成20年4月3日(木) 14:00~15:00

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:52名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農業 3品目

1) アラクロール 2) ブタミホス 3) メプロニル

○体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について

・厚生労働省から説明。

・1)~3)は農業専門調査会において審議することとなった。

・「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性」については、新開発食品専門調査会で審議することとなった。また、核移植などの専門家の参画についても新開発食品専門調査会で検討することとなった。

<参考>

1) 除草剤で、なし、ぶどう等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2) 除草剤で、メロン、すいか等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

3) 殺菌剤で、麦類、ばれいしょ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

1)~3)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されており、その点については既に意見の聴取に関する説明がなされています。

○体細胞クローン動物については下記をご覧ください。

http://www.fsc.go.jp/emerg/clone_03.html

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農業「インドキサカルブ」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「インドキサカルブの一日摂取許容量(ADI)を0.0052mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2) 農業「チアメキサム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

「チアメキサムの一日摂取許容量(ADI)を0.018mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

<参考>

1) 殺虫剤で、キャベツ、はくさい、だいこん等への新規登録が申請されています。光学異性体比の異なるインドキサカルブMPが既に農業登録されています。

2) 殺虫剤で、キャベツ、レタス等に使用し、れんこん、大豆等への適用拡大申請がされています。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

(3) 平成18年度及び平成19年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について

・3月21日に開催された食品健康影響評価技術研究運営委員会で取りまとめた平成18年度及び平成19年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について、座長の長尾委員及び事務局から報告され、報告のとおり決定することとされた。

4) 平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について

・3月21日に開催された食品健康影響評価技術研究運営委員会で平成20年度食品健康影響評価技術研究課題として8課題の候補を選定したことについて、座長の長尾委員及び事務局から報告され、報告のとおり決定することとされた。

(5) 食品安全委員会の3月の運営について

・事務局から説明。

(6) 食品安全モニターからの報告(平成20年2月分)について

・2月中に報告された98件について事務局から報告。

(7) その他

・平成20年4月1日付けで行われた農業専門調査会及びプリオン専門調査会の専門委員の改選について事務局から報告。

・食品による薬物中毒事案について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)